様式第五（第 92 条関係）　　（日本工業規格Ａ４）

協 同 組 織 金 融 機 能 強 化 方 針

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の 所 在 地
名　　称
代　表　者　　役職・氏名　　印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の３第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第１　収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項
第２　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項
第３　第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針
第４　申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項
第５　協同組織中央金融機関等（法第２条第７項第１号及び第２号に掲げる者に限る。以下同じ。）における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項
第６　協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針
第７　協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　協同組織金融機能強化方針が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

２．提出者

提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

３．収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

⑴　申込みに係る資金について、その処分をし、又は償還若しくは返済を行うための財源を確保するために必要な収益性及び業務の効率の向上のための方策を記載すること。

⑵　次に掲げる指標につき⑴の方策を実施するために達成すべき経営の改善の目標を記載すること。

①　収益性を示す一つ以上の指標

②　業務の効率を示す一つ以上の指標

⑶　協同組織金融機関等（法第２条第１項第３号、第４号、第６号及び第７号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば協同組織金融機関等に対して行う以下の事項について記載すること。

①　経営のモニタリング及び分析

②　経営に関する相談

⑷　特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば、特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための経営指導の内容について記載すること。

４．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む協同組織金融関係機関（法第 34 条の２に規定する協同組織金融関係機関をいう。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」、「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

⑶　「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」については、例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための協同組織金融機関等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について記載すること。

⑷　「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれ、協同組織金融機関等における当該取組みの促進に資するための方策について、具体的に記載すること。

⑸　「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」の内容も含めて、具体的に記載すること。

５．第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。

６．申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第 94 条各号に規定する体制に関する事項について、それぞれ具体的に記載すること。

7．協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

⑴　「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

⑵　「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば、員外監事（第３条第２項に規定する員外監事をいう。）を増員し、又はその独立性を強化する方策を記載すること。

⑶　「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

①　与信リスク管理に関する事項

②　市場リスク管理に関する事項

⑷　「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

①　弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　内部監査体制を強化すること。

⑸　「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば、第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化する方策を記載すること。

⑹　「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

①　半期毎又は四半期毎の情報開示を充実すること。

②　部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

③　地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

⑺　協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。

①　基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

②　当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

8．協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

配当に対する方針を記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。

9．協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、協同組織金融機能強化方針に記載された事項を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。